

## 瀬戸市立図書館 ポスター掲出・チラシ等の設置取り扱い基準

### 1 目的

この取り扱い基準は、瀬戸市立図書館へのポスター及びチラシ等の掲出・設置にあたり、公共性のあるもの、生涯学習の推進、地域コミュニティづくりの推進に寄与するものを第一に考えた情報発進を目的とする。

### 2 掲出・設置基準

瀬戸市立図書館に設置するチラシ・パンフレット等については、次の範囲のものとする。

#### (1) 市政情報に関するもの

ア 市が実施する事業等

イ 市が主催、共催及び後援等する事業等

ウ 市が委託する事業等

(委託料に広告費が積算されている場合などは不可の場合あり)

#### (2) 各行政機関の事業または各行政機関から依頼のある事業等

#### (3) 外郭団体等が行う事業及び指定管理者が本市から委託を受け実施する事業等

(指定管理者(事業者)の情報を含む場合は、設置できない場合あり)

#### (4) 地方独立行政法人等が行う事業等の情報は、市政情報に準ずるものとして扱う。

#### (5) 上記(1)～(4)以外に関しては、以下の事情を総合的に考慮し、設置の許可・不許可を判断する。

ア 営利を目的としない。

イ 宗教活動を目的としない。

ウ 政治上の主義・支持・反対を目的としない。

エ 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としない。

オ 暴力団もしくは、その統制下の団体による事業でないこと。

- カ 特定の個人や団体等を宣伝するものではないこと。
  - キ 第三者を誹謗・中傷・差別する内容を含んだものでないこと。
  - ク 社会的差別を助長するおそれがあると認められる内容を含んでいないこと。
  - ケ 市内及び近隣地域に活動の拠点があること。
  - コ 市内及びその近隣地域でのイベントなどを実施するものであること。
  - サ 参加料については、配付資料代や材料等の実費(少額)を除き、原則として無料であること
  - シ 問合せ先(担当)が明確であること。
  - ス 会員の募集、団員の募集等人の募集に関するもの(参加・申込みに係る募集は除く)でないこと。
  - セ 法律、条例、規則等に反しないこと。
- (6) チラシ・パンフレット等の設置スペースに余裕がない場合は、(1)～(4)を優先し、(5)については、公共性の強いものや市内でのイベント等を実施するものを優先する。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から実施する。